

令和元年度 秋季
北陸ブロック土木部長等会議

国土交通省説明資料（本省）

資料名： 技術調査課からの依頼事項

円滑な施工確保対策について

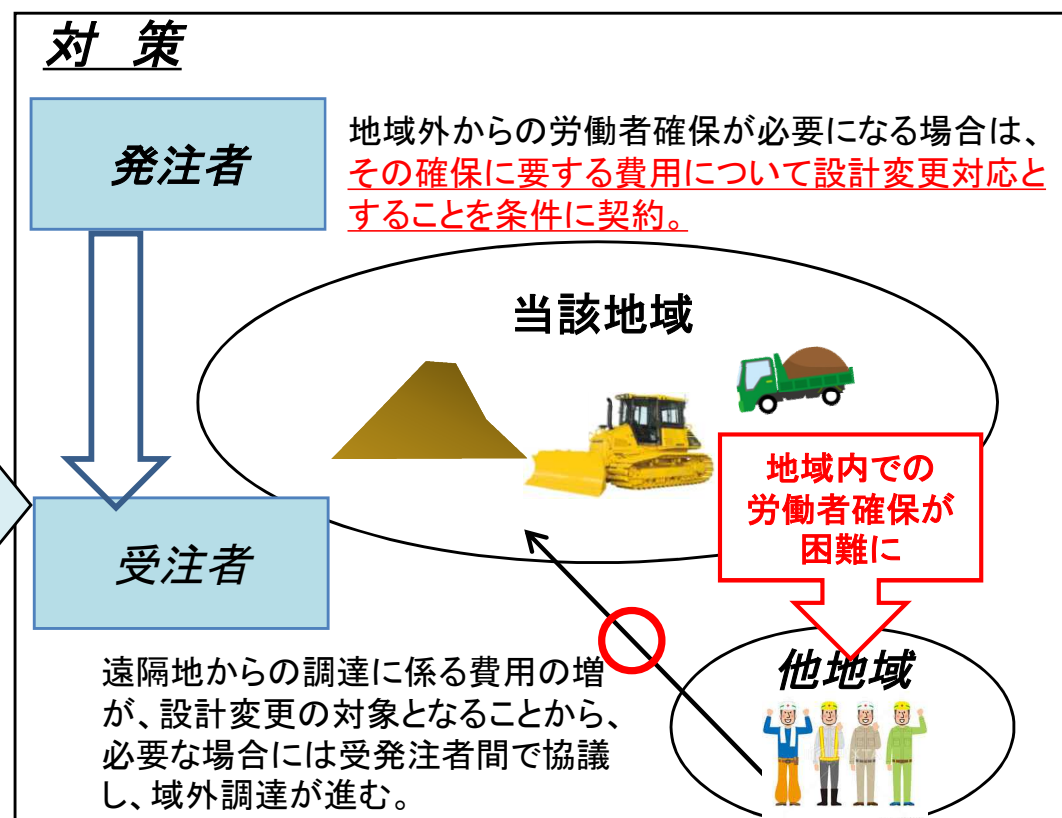
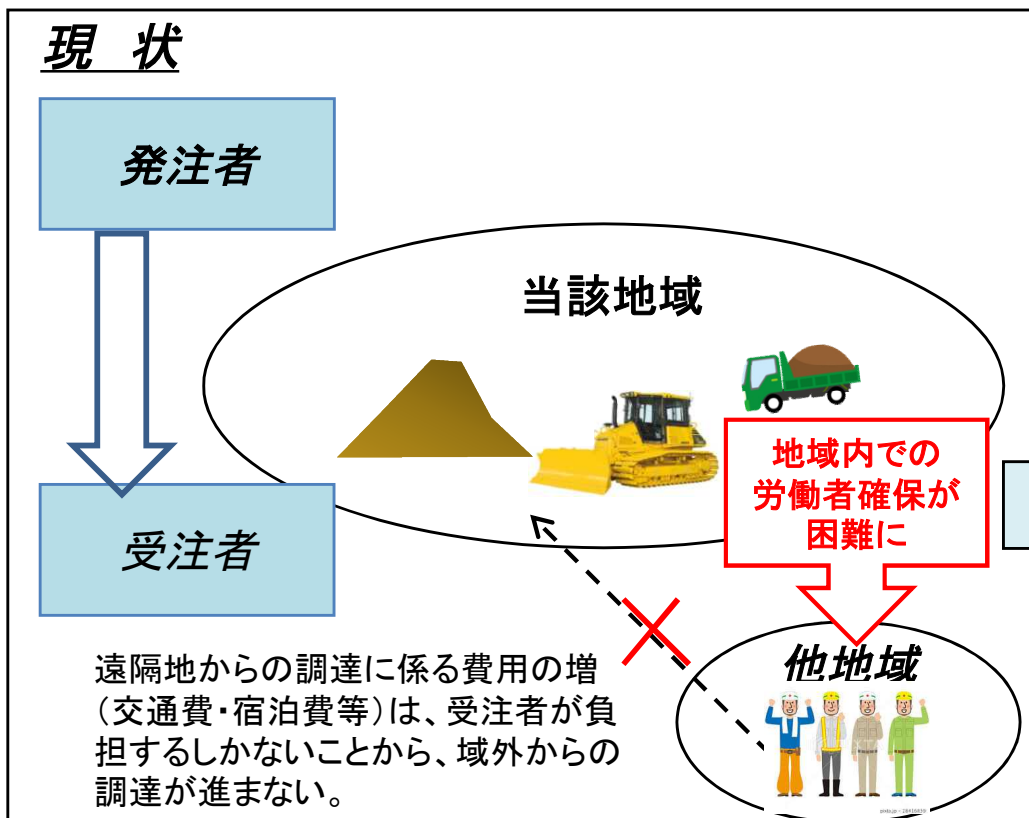
<設計積算>	応急復旧工事に限らず、見積を積極的に活用 特に、 <u>見積単価の事前公表</u> (河川維持工、砂防工等調達環境の厳しい工種等において当初発注から適用)
	適切な設計変更 (地域外からの労働者確保に要する宿泊費等の設計変更) ※次ページ参照
	実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の原則活用、 <u>拡大</u> (余裕期間： <u>原則5ヶ月→6ヶ月へ拡大</u>)
<入札契約>	総合評価落札方式の適切な運用等 (技術者の実績等の要件緩和 (<u>技術者の実績等の要件を求めないことを含む</u>) 等)
	不調の発生により未契約案件について <u>不調随契を活用</u>
	地域の実情に応じて、適切な規模・内容で発注 (地域要件の緩和、発注ロットの拡大、河川事業と道路事業の組み合わせ発注等)
<施工段階>	検査時の書類の簡素化 (工事工程表等 4 4 種類→ <u>工事品質に関わる資料を中心に 1 0 種類程度に厳選</u>)

適切な設計変更(遠隔地からの労働者確保等)

○設計変更の対象とする経費や工種を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

<設計変更の対象とする経費の例>

- 遠隔地からの労働者確保に要する労務管理費・交通費・宿泊費等
- 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費
- 資機材置き場の確保が困難な工事における運搬費
- 交通集中が見られる地域における安全費
- 現場事務所等の借上げに要する費用が多大となる地域における営繕費 など



災害時の随意契約の活用等(R1.10.15付け)

- 令和元年6月に公共工事品確法が改正・施行され、災害時の緊急度に応じた随意契約等の活用、予定価格の設定に当たっての見積りの活用が法律上明記。
- 災害後の復旧にあたり、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し復旧作業に着手する必要があることから、着手までの期間、資材の調達力、人員確保などを総合的に評価し、透明性・公平性の確保に努めつつ、積極的に随意契約等を活用。

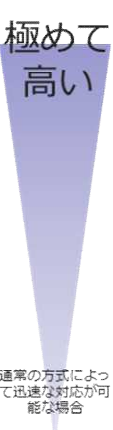
公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）（令和元年6月7日改正、令和元年6月14日施行）

<発注者等の責務> 第7条 第1項

二 （略）災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

○入札契約方式の適用の考え方

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い 	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常的方式（一般競争・総合評価落札方式他）	通常的方式によって迅速な対応が可能な場合

○適用例

【業務】

- ・緊急点検、航空測量等の災害状況調査
- ・下記工事に関連する測量、調査及び設計業務 等

【工事】

- ・堤防等河川管理施設等の応急復旧
- ・道路啓開、がれき撤去
- ・段差解消のための舗装修繕、路面復旧
- ・孤立集落解消のための橋梁復旧 等

○災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫、過去の具体的な事例や様式等をまとめている。

（公表URL：http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000434.html）

○随契理由書

業界団体との協定に基づく随意契約理由書

(1) 実績に基づき選定した場合

随意契約理由書（例）	
1. 工事件名	〇〇〇〇工事
2. 履行場所	〇〇県〇〇市〇〇地先外
3. 随意契約の相手方	名称：〇〇〇〇（株） 住所：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇 電話：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
4. 随意契約適用法令	会計法第29条の3第4項及び 予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由	<p>1) 当該工事の目的・内容</p> <p>平成〇〇年〇〇地震に伴い国道〇〇号、〇〇号に路面亀裂、段差等の損傷が発生し、道路交通に支障をきたしている状態である。</p> <p>本工事は、これら損傷箇所の早期復旧を図るため災害復旧に関する工事を行うものである。</p> <p>2) 随意契約に付する理由</p> <p>本工事は、損傷箇所の早期復旧を目的としており、周辺状況等踏まえれば、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。</p> <p>契約の相手方は、「災害時における〇〇地方整備局管内の災害応急対策業務に関する協定書」に基づき〇〇県建設業協会への協力要請を行ったうえで、選定した。</p> <p>具体的には、〇〇県建設業協会へ参加資格を有する応急対策工事〇〇件の協力要請を行い、参加資格を有する〇〇者から参加表明があり、参加者の評価項目を審査した結果、「工事成績の評価」「現場着工日」「有資格者の保有状況」「〇〇地震関連の災害復旧工事の受注回数」において他者よりも優れていたため、契約の相手方としたものである。</p>
（随意契約理由書作成者） 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇河川国道事務所 〇〇〇〇課長	

○協議書・承諾書

災害応急復旧工事等の協議書・承諾書	
（別紙様式3）	
工事の名称	〇〇〇〇
工事概要 （契約予定金額（概算）に相当する工事概要を記載すること。）	災害応急復旧工事 がれき撤去、土砂撤去、仮設防護柵設置等 1式
契約業者名	〇〇〇〇
契約業者の住所	〇〇〇〇
契約予定金額（概算）	〇〇〇〇円（税込み）
工事場所	自) 〇〇〇〇 至) 〇〇〇〇
工事種別	維持修繕工事
工期（暫定）（自）	令和〇年 〇月 〇日
工期（暫定）（至）	令和〇年 〇月 〇日
備考	台風19号伴う災害応急復旧工事等における契約工事の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日建設省厚発第25号）による工事請負契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。
令和〇年 〇月 〇日 上記災害応急復旧工事等の施工について、協議する。	
発注者	分任支出負担行為担当官 〇〇河川国道事務所
印	
令和〇年 〇月 〇日 協議のあった上記災害応急復旧工事等の施工について、承諾する。	
受注者	〇〇〇〇
印	

- 台風19号に伴い、工事や業務(工事等)を履行できない事態が発生。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要。
- このため、契約書の規定に則り、工事等の一時中止措置を適切に行うとともに、工期や請負代金額等を適切に変更するものとする。また、工期等が翌年度にわたる場合は、繰越等の措置を適切に講ずるものとする。

○公共工事標準請負契約約款

- 第20条 …暴風、豪雨、洪水、…その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、…工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは 必要な費用を負担しなければならない。

○公共土木設計業務等標準委託契約約款

- 第20条 …暴風、豪雨、洪水…その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、…業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

○公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月7日改正、令和元年6月14日施行)

＜発注者等の責務＞第7条第1項

- 七 …設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

○監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、令和元年台風第19号により、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

★直轄工事においては、令和元年台風第19号により管内が被災した事務所等が発注する工事を対象とする。

○恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、令和元年台風第19号により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

★直轄工事においては、管内が被災した事務所等が発注する災害復旧工事や当該工事と同時期に実施する工事を対象とする。